

R8.9 受診分まで その他不妊治療の 申請について



令和8年9月末までに受診したその他不妊治療について、申請期間までに申請してください。

●対象となる治療

先進医療を除く不妊治療

●助成額

自己負担額の2分の1 上限5万円／年

※治療開始月から連続する2年間

●申請期間

治療終了日の翌月1日から2年以内

なお、令和8年10月以降に治療を続けている場合であっても、令和8年9月受診分までは令和10年9月末までに申請してください。

石川県不妊相談センター

専門の相談員（助産師）が匿名で不妊症や不育症に関するご相談をお受けします。

相談方法

電話相談 076-237-1871

メール相談 funin@ishikawa-mw.or.jp

面接相談 相談時間内に電話でご予約ください。

相談日時

時間帯	月	火	水	木	金	土
9:30～12:30	○	○	○	○	○	○
18:00～21:00		○				

日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は休み

その他

男性不妊の悩みに関して年4回、泌尿器科医師による面接相談を行っています。

助成に関するお問い合わせ・申請窓口

金沢市健康政策課 (076) 220-2233
 金沢市駅西福祉健康センター (076) 234-5103
 金沢市泉野福祉健康センター (076) 242-1131
 金沢市元町福祉健康センター (076) 251-0200

郵送でも申請が可能です。

郵送先 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
 金沢市役所 健康政策課 宛

不育症治療費助成

対象となる治療

- ・保険適用となる不育症治療および検査
- ・診断のための検査（保険適用）のうち、治療につながったもの

助成額

- ・1年度（治療が終了した日の属する年度）あたり

上限15万円

＊治療開始からその妊娠に関する出産（流産等を含む）までが1回の治療期間です。

助成期間

通算5年間

対象者

- ・医療機関において不育症と診断されている方
- ・治療時において両者または一方が金沢市に住民登録のある夫婦（事実婚含む）

必要なもの

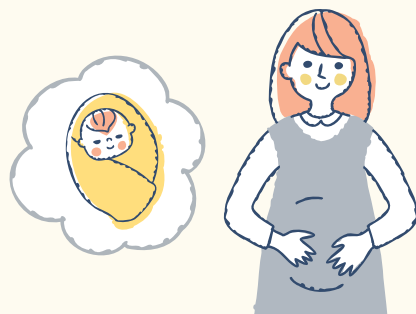
- ・不育症治療費助成金支給申請書
- ・不育症治療医療機関受診等証明書
- ・夫婦それぞれの健康保険の資格情報がわかるもの（資格情報のお知らせ等）
- ・振込先の通帳またはキャッシュカード
- ・認印
- ・母子手帳

場合によって必要なもの

- ・戸籍謄本
- ・住民票
- ・高額療養費等支給決定通知書
- ・事実婚に関する申立書

申請期間

治療終了日の翌月1日から **2年以内**



不育症検査費助成

対象となる検査

- ・先進医療として告示されている不育症検査

助成額

- ・1回の検査にかかった先進医療費の7割（千円未満切り捨て）

上限6万円

対象者

- ・2回以上の流産または死産の既往があること
- ・申請日において金沢市に住民登録があること
- ・匿名化した上で検査結果を国へ報告することに同意すること

必要なもの

- ・不育症検査費助成検査受検証明書
- ・領収書および明細書（どちらも原本）
- ・振込先の通帳またはキャッシュカード
- ・認印

申請期間

検査終了日の属する **年度内**

不育症治療費助成・不育症検査費助成の詳細は金沢市ホームページをご覧ください。
 不育症検査費助成の対象となる検査も掲載されています。

金沢市公式ホームページ
 「不育症について」→



金沢市

不妊治療 不育症治療の 助成について



R8年10月受診分～



不妊検査



夫
妻

精液検査
血液検査 (ホルモン検査等)
泌尿器科的検査 等

超音波検査
内分泌検査
子宮卵管造影検査
頸管因子検査
クラミジア検査 等

不妊検査費助成

助成額

自己負担額の2分の1 **上限 2 万円**

助成回数

夫婦で **1 回限り**

*助成できる期間は、夫または妻の検査開始日から1年以内です。

対象者

- 医療機関において、初めて不妊検査を受けた夫婦
- 申請日において両者または一方が金沢市に住民登録のある夫婦（事実婚含む）
- 検査開始日において、**妻の年齢が43歳未満**であること

必要なもの

- 不妊検査費助成金支給申請書
- 不妊検査医療機関受診等証明書
- 領収書および明細書（どちらも原本）
- 夫婦それぞれの健康保険の資格情報がわかるもの（資格情報のお知らせ等）
- 振込先の通帳またはキャッシュカード
- 認印

場合によって必要なもの

- 戸籍謄本 ・ 住民票
- 高額療養費等支給決定通知書
- 事実婚に関する申立書

申請期間

検査終了日の翌月1日から **2 年以内**

不妊症と診断

不妊治療

R8.10 受診分から

- タイミング療法
- 薬物療法
- 手術療法
- 人工授精

一般不妊治療助成

助成額

自己負担額の2分の1 **上限 5 万円／年**

助成期間

治療開始月から連続する **2 年間**

*助成を受けて出産（もしくは12週以降の流産）した場合、助成期間および助成額はリセットされます。

*令和4年4月から令和8年9月までに受けたその他不妊治療費の助成期間および助成額を通算して判定します。

対象者

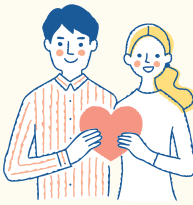
申請日において両者または一方が金沢市に住民登録のある夫婦（事実婚含む）

必要なもの

- 不妊治療費助成金支給申請書
- 金沢市不妊治療費助成診療内容等証明書
- 夫婦それぞれの健康保険の資格情報がわかるもの（資格情報のお知らせ等）
- 振込先の通帳またはキャッシュカード
- 認印

場合によって必要なもの

- 戸籍謄本 ・ 住民票
- 高額療養費等支給決定通知書
- 事実婚に関する申立書



申請期間

治療終了日の翌月1日から **2 年以内**

R8.10 受診分から

- 体外受精・顕微授精
- 上記に伴う男性不妊治療

*精子を精巣または精巣上体から採取するための手術



生殖補助医療助成

保険適用

助成額

1回の治療（※1）にかかった自己負担額の2分の1 **上限 5 万円/回**

助成回数（※2）

40歳未満6回まで
40～42歳3回まで

*初めての胚移植の治療計画を作成した日における妻の年齢

*助成を受けて出産（もしくは12週以降の流産）した場合、助成回数はリセットされます。

保険適用外

助成額

1回の治療（※1）にかかった自己負担額の10分の7 **上限 15 万円/回**

助成回数

1 回限り

*助成を受けて出産（もしくは12週以降の流産）した場合、助成回数はリセットされます。

対象者

申請日において両者または一方が金沢市に住民登録のある夫婦（事実婚含む）

必要なもの

- 不妊治療費助成金支給申請書
- 金沢市不妊治療費助成診療内容等証明書
- 夫婦それぞれの健康保険の資格情報がわかるもの（資格情報のお知らせ等）
- 振込先の通帳またはキャッシュカード ・ 認印

場合によって必要なもの

- 戸籍 謄本 ・ 住民票 ・ 高額療養費等支給決定通知書
- 事実婚に関する申立書

申請期間

1回の治療終了日の翌月1日から **2 年以内**

（※1）1回の治療とは、採卵準備または凍結胚移植を行うための投薬から胚移植（その結果の確認を含む）までとします。

（※2）助成回数は、同一の保険適用回数内で1回とします。例えば、健康保険の適用上「2回目の生殖補助医療」とされる期間内に3回の採卵を行ったとしても、この期間内の助成は1回（上限5万円）となります。

●先進医療として告示された医療技術

（保険適用となる体外受精・顕微授精と併せて実施したもの）



厚生労働省HP→
（対象となる先進医療および実施医療機関）

先進不妊治療助成

助成額

1回の治療（※1）にかかった先進医療費の7割 **上限 15 万円/回**

助成回数

体外受精・顕微授精が保険適用となる回数に準じる

*助成を受けて出産（もしくは12週以降の流産）した場合、助成回数はリセットされます。

対象者

- 申請日において両者または一方が金沢市に住民登録のある夫婦（事実婚含む）
- 体外受精・顕微授精を保険診療で受けた方

必要なもの

- 不妊治療費助成金支給申請書
- 金沢市不妊治療費助成診療内容等証明書
- 領収書および明細書（どちらも原本）
- 夫婦それぞれの健康保険の資格情報がわかるもの（資格情報のお知らせ等）
- 振込先の通帳またはキャッシュカード
- 認印

場合によって必要なもの

- 戸籍謄本 ・ 住民票
- 事実婚に関する申立書



申請期間

1回の治療終了日の翌月1日から **2 年以内**